

丸山 幾代	大黒 浩	高橋 昌一	鳴海 晃	氏名	勤務する病院等	診療科目	指定年月日
"	"	弘前大学医学部附属病院	ナルミ医院	名称			
"	"	弘前市大字本町五三	弘前市大字南川端町一五	所在地			
"	"	(眼) (視覚障害科)	(内) (呼吸器機能障害)				平成 三・七一
"	"	"	"				

青森県告示第四百二十三号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十三年七月十一日

青森県知事 木村守男

一 売りさばき人の住所及び氏名

弘前市大字茂森新町三丁目三の二二

船水 信義

二 指定年月日

平成十三年七月十一日

三 売りさばき場所

南津軽郡藤崎町大字西豊田二丁目一の五

公

告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、高田地区の県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年七月十一日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年七月十二日から同年八月九日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、八甲田地区の県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年七月十一日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年七月十二日から同年八月九日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、三戸地区の県営土地改良事業（広域営農団地農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年七月十一日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年七月十二日から同年八月九日まで

三 縦覧の場所

三戸町役場

南部町役場

田子町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月十一日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 宮本タイル

二 氏名 宮本一義

三 主たる営業所の所在地 青森市茶屋町一五の一四

四 許可番号 青森県知事許可（般一―二）第一二三八六号

五 取消年月日 平成十三年六月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十三年四月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月十一日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 小山内工業

二 代表者の氏名 小山内輝栄

三 主たる営業所の所在地 青森市造道三丁目六番一三号

四 許可番号 青森県知事許可（般一―二）第一七六〇六号

五 取消年月日 平成十三年六月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可

平成十三年四月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月十一日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 成田建設

二 氏名 成田 勝則

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字悪戸字中野一三六番地五

- 四 許可番号 青森県知事許可(般一九)第一四六九二号
- 五 取消年月日 平成十三年五月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
平成十三年四月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 株式会社 町田商会
- 二 代表者の氏名 町田 容造
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字松ヶ枝三丁目五番地七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一〇)第一六四一九号
- 五 取消年月日 平成十三年五月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十三年四月三日前記建設業者が合併により消滅した旨の届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 原子工務店
- 二 氏名 原子 進

- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字城東中央五丁目一番地四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一九)第一六〇〇八号
- 五 取消年月日 平成十三年五月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十三年四月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 三浦機械管工業
- 二 氏名 三浦 清三郎
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡平賀町大字新館字野木和二番地一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一八)第八七四六号
- 五 取消年月日 平成十三年五月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十三年四月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月十一日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 三浦機械管工業
- 二 氏名 三浦 清三郎
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡平賀町大字新館字野木和二番地一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一八)第八七四六号
- 五 取消年月日 平成十三年五月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十三年四月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月十一日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 佐藤工業
- 二 氏名 佐藤 孝弘
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市大字上十川字留岡二番三七番地一六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一八)第一五五五九号
- 五 取消年月日 平成十三年五月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十三年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月十一日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 株式会社 木田建設
- 二 代表者の氏名 佐々木 修誠
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字村下大道添一番地四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一八)第一四一三三三号
- 五 取消年月日 平成十三年六月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十三年五月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月十一日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 水木土建
- 二 氏名 水木 武一
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡浪岡町大字本郷字松元六六番地
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一九)第一〇七七七号

- 五 取消年月日 平成十三年六月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十三年五月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 三上組
- 二 氏名 三上 定雄
- 三 主たる営業所の所在地 中津軽郡岩木町大字新岡字萩流九七番地一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一九）第一〇七五号
- 五 取消年月日 平成十三年六月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十三年五月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 岩清工業 有限会社
- 二 代表者の氏名 岩淵清光
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡平賀町大字柏木町字柳田二二三番地一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一〇二）第九六四四号
- 五 取消年月日 平成十三年六月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十三年六月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 有限会社 菊池電気
- 二 代表者の氏名 菊池 郁夫
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡川内町大字川内字九四番地三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一九）第一四七二一号
- 五 取消年月日 平成十三年六月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気通信工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十三年六月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月十一日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 有限会社 世永工務店
- 二 氏名 世永稔
- 三 主たる営業所の所在地 青森県西津軽郡深浦町大字関字二五七番地八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一八)第一一五〇三号
- 五 取消年月日 平成十三年六月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十三年五月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出先機関

土地改良区の役員の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、西八戸平土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十三年七月十一日

三戸地方農林水産事務所長 由良武

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理事	上村 邦雄	八戸市大字尻内町字田端一九の二	平成一〇・三・三
"	西村 達夫	" 字三条目一三	三・三・三
"	加藤 浩幸	" 字笹ノ沢四八の三	"

監査委員

青森県監査委員告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第九項及び第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十三年七月十一日

- 青森県監査委員 片谷 稔
- 青森県監査委員 橋本 敏子
- 青森県監査委員 須藤 健夫
- 青森県監査委員 山内 崇

一 包括外部監査の事務を補助させる必要のなくなった者の氏名及び住所等

氏 名	住 所	備 考
宇恵野 健	青森市富田一丁目二四番七号	平成十三年六月二十日死亡

二 新たに包括外部監査の事務を補助する者の氏名、住所及び補助できる期間

氏 名	住 所	補 助 で き る 期 間
石下 雄三	むつ市山田町二九番一五号	平成十三年七月十日から 平成十四年三月三十一日まで